

保証料補給申請の手続き

【対象者】

朝倉市中小企業者等事業資金を借り入れ、かつ、信用保証協会に保証料を完納した中小企業者で次に該当する者

- (1) 市内に店舗又は事業場を有し、6ヶ月以上引き続き同一事業を営んでいる者
- (2) 市税を滞納していない者

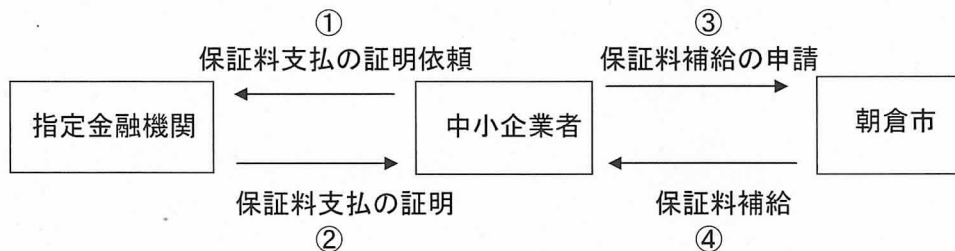
【必要書類】

- (1) 保証料補給金交付申請書(様式第1号)
- (2) 滞納がない証明書(市の税務課で発行します。手数料300円と印鑑が必要です。)
- (3) 印鑑
- (4) 請求書
- (5) 補給金払込口座番号が確認できるもの(通帳の写し等)

【留意事項】

- ・保証料補給の申請は、保証料完納日より3ヶ月以内に行ってください。
- ・保証料補給申請の書類一式については、同じ印鑑をご使用ください。
- ・保証料補給金は、保証料の50%です。

保証料補給のながれ



※保証料補給金については、申請書を受理後、補給が決定した場合に、申請された中小企業者に対し補給決定の旨を通知し、その後指定された口座に入金します。